

〔素案〕

第7期 利尻富士町
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【平成30（2018）年度～平成32（2020）年度】



利尻富士町

目 次

第 1 章	計画策定の概要	
第 1 節	計画策定の背景	1
第 2 節	計画策定の目的	2
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画の期間	2
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	
第 1 節	総人口の推移	3
第 2 節	要介護認定者数の推移	4
第 3 章	計画の基本理念と基本方針	
第 1 節	計画の基本理念	5
第 2 節	計画の基本方針	5
第 4 章	施策の方向性と充実させていく事業	
第 1 節	健康と生活支援の充実	6
第 2 節	地域の支え合いの推進	9
第 3 節	やすらぎと尊厳の確保	11
第 4 節	介護保険サービスの適正な運営	13
第 5 章	介護保険制度とサービス	
第 1 節	介護サービスの利用状況	14
第 2 節	給付対象サービスの見込み	16
第 3 節	地域支援事業の見込み	20
第 6 章	第 1 号被保険者の保険料の推計	
第 1 節	給付と負担の関係	22
第 2 節	介護保険の財源	22
第 3 節	介護保険料の推計と基準額	23
第 7 章	計画の推進と評価の体制	
第 1 節	計画の推進体制	27
第 2 節	計画の推進状況の点検と評価の実施	27

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

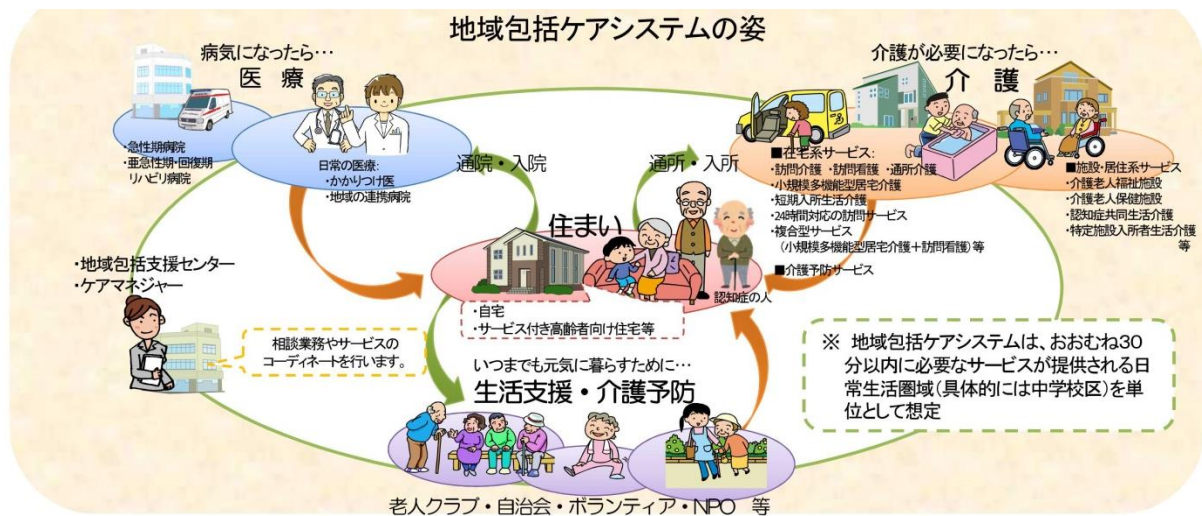
日本の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、平成27年(2015年)に26.6%と4人に1人を上回る状況となっており、平成37年(2025年)には30%に達し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢者の単身や夫婦のみの高齢者世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

このように大きく人口構造が変化するなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。

地域包括ケアの推進にあたっては、障がい者の地域生活への移行や困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも共通の概念であることから、あらゆる住民が役割を持ち、支え助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すとしています。

本町は離島という地理的な状況から、地域に応じたサービス提供体制の確保を計画的に図るとともに、居宅サービスや多様な住まいの確保、見守りサービス等の居宅生活を支える取り組みなどにより、切れ目なく将来にわたって適切に対応できる受け皿づくりを推進する必要があります。

利尻富士町ではそれらを踏まえ、平成37年(2025年)までの中長期的な視点にたち、町が取り組む方策を明らかにするとともに目指すべき目標を地域全体で共有し、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため「第7期利尻富士町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。



[厚生労働省資料より]

第2節 計画策定の目的

高齢者保健福祉計画は、長寿社会にふさわしい高齢者社会をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするために定める計画です。

介護保険事業計画は、地域の要介護者等の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険に係る保険給付の円滑な実施（支援）を計画的に実現するために定める計画です。

第3節 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく法定計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく法定計画です。

この2つの計画は老人福祉法、介護保険法双方に一体として策定するよう定められていることから「利尻富士町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定しています。

また、この計画は「利尻富士町まちづくり創造総合計画」を上位計画とし、福祉分野におけるその他の個別計画とも整合性を図り推進していきます。

第4節 計画の期間

保険料の算定の基礎となる介護給付費対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等については、概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないことから、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成37年度 (2025年)
第6期利尻富士町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (平成27年度～平成29年度)			第7期利尻富士町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度)			次期計画
利尻富士町新まちづくり総合計画 (H20～29)			利尻富士町まちづくり創造総合計画 (H30～H39)			

第2章 高齢者を取り巻く状況

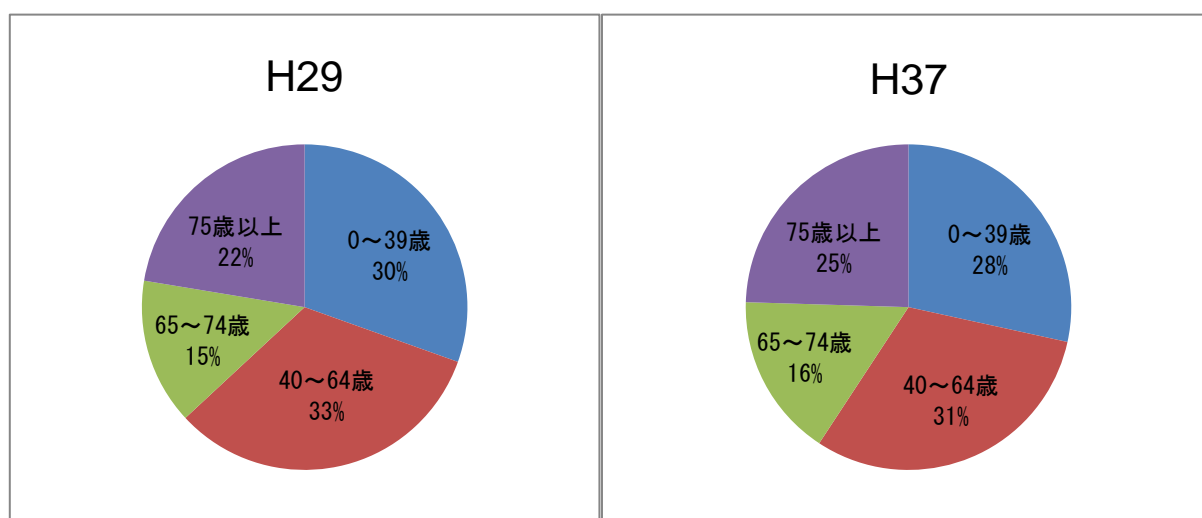
第1節 総人口の推移

利尻富士町の総人口は年々減少を続けており、年 2.0%前後の割合で減少するものと推測されます。高齢者の人口は平成 27 年をピークにゆるやかな減少となりますが、総人口の減少に伴い高齢化率は上昇する傾向にあります。

[利尻富士町の人口の推移]

計画期間	第 6 期			第 7 期			第 9 期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
総人口	2,787	2,733	2,679	2,625	2,570	2,516	2,272
高齢者人口	1,000	995	989	983	979	973	926
高齢化率	35.9%	36.4%	36.9%	37.4%	38.1%	38.7%	40.8%
0～39 歳	879	848	816	785	753	723	646
40～64 歳	908	890	874	857	838	821	700
65～74 歳	387	388	389	390	392	393	369
75 歳以上	613	607	600	593	587	580	557

[年齢別の構成比]

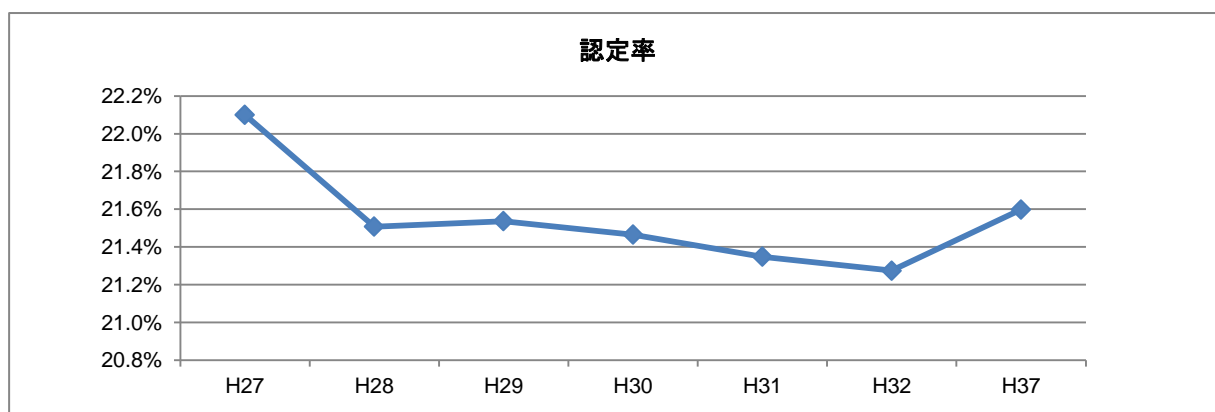
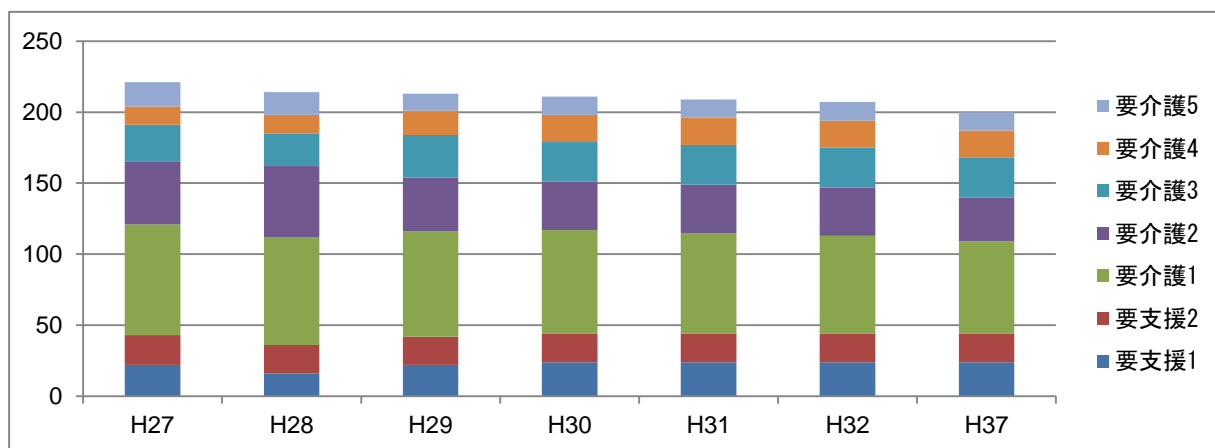


第2節 要介護認定者数の推移

総人口の減少に伴い、要介護（要支援）認定者数においても平成27年度をピークに緩やかな減少を続けていますが、訪問調査や各種相談等の状況によると1号被保険者における認定率は平成30年度以降も20%台で推移するものと思われま

[要介護（要支援）認定者の推移]

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
1号被保険者	1,000	995	989	983	979	973	926
認定者数	221	214	213	211	209	207	200
要支援1	22	16	22	24	24	24	24
要支援2	21	20	20	20	20	20	20
要介護1	78	76	74	73	71	69	65
要介護2	44	50	38	34	34	34	31
要介護3	26	23	30	28	28	28	28
要介護4	13	13	17	19	19	19	19
要介護5	17	16	12	13	13	13	13
認定率	22.10%	21.51%	21.54%	21.46%	21.35%	21.27%	21.60%



第3章 計画の基本理念と基本方針

第1節 計画の基本理念

第7期計画は、第6期計画に掲げた基本理念を引き継ぎながら、高齢者人口がピークとなる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点に立つとともに「利尻富士町まちづくり創造総合計画」や「利尻富士町健康づくり計画」等を踏まえ、基本的理念を次のとおり定めました。

笑顔で暮らせる、住み続けたいまち

～みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会づくり～

第2節 計画の基本方針

介護保険事業計画の基本的理念を踏まえ、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」構築のため、第7期計画の方針と利尻富士町が目指す姿、施策の方向性を次のとおり定めます。

基本方針	施策の方向性
1 健康と生活支援の充実	→ ①高齢者の健康づくり支援 ②生きがいや張り合いを持てるきっかけづくり ③日常生活を支援する体制の整備
2 地域の支え合いの推進	→ ①ひとり暮らし高齢者の見守り事業の充実 ②地域包括支援センターの強化と充実 ③認知症高齢者のサポート体制の推進
3 やすらぎと尊厳の確保	→ ①介護保険施設サービスの充実 ②在宅介護サービスの充実 ③高齢者の尊厳の確保と権利擁護
4 介護保険サービスの適正な運営	→ ①介護保険事業の円滑な運営と推進 ②介護給付適正化事業の推進

第4章 施策の方向性と充実させていく事業

第1節 健康と生活支援の充実

① 高齢者の健康づくり支援

[現 状] ・利尻富士町の高齢化率は37.1%と全道179市町村中75番目となっており、高齢化は益々進み平成37年には40%を超えると推測しています。

[課 題] ・生活状況の多様化がすすむ中、高齢者が健康を維持し、できるだけ健康寿命を長く保つためには、生活習慣病の一次予防と重症化予防が重要となっています。

・以前実施した高齢者実態調査では、全体的に「運動器」「うつ」「認知機能」の低下を自覚している割合が高く、介護認定率も増加していることから、要介護状態等への移行予防又は軽減もしくは悪化を防止するための介護予防施策の強化が必要になります。

[目 標] ・生涯を通じて共に助け合い、心身ともに健やかに生きがいを持って生活できるよう、自立支援・介護予防に関する普及啓発に力を入れ、自らが健康維持・増進を心がけ、健康づくりに積極的に参加できるよう高齢者の自立支援に資する取組を推進します。

[実施計画] ・一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の実施

要支援・要介護状態に陥りそうな方（総合事業対象者）については、町のオリジナル健康体操を活用した「介護予防教室」や地区別に行っている「ご近所サロン」への参加を促します。

・生活習慣病及び介護予防対策の推進

生活習慣病予防としての基本健診やがん検診の受診勧奨を実施するとともに、健診の事後対策として医師、保健師、管理栄養士等による健康教育、健康相談、保健指導を充実させることで生活習慣病の重症化防止に取り組みます。

・介護保険制度の周知

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の創設についてのパンフレットを作成し制度の周知に努めています。また要介護認定の申請や介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成依頼の方法など引き続き広報やパンフレット、説明会等により介護保険制度全般について広く周知します。

② 生きがいや張り合いを持てるきっかけづくり

[現 状] ・高齢者実態調査結果によると趣味や地域活動、仕事などに生きがいや張り合いを感じている人は約9割近くいる一方、地域活動に参加していない人が約3割、友人・知人がめったに遊びに来ないという方も約2割います。

[課 題] ・生きがいや張り合いを感じていないと、閉じこもりがちになる傾向があります。人との接触を断つことにより、老人性うつ病になってしまったり健康状態が悪化する傾向があります。

[目 標] ・生きがいや張り合いを持ってもらえるような機会を創出していきます。

[実施計画] ・拠点と居場所づくり

活動の拠点や高齢者が気軽に集える老人クラブなどの居場所づくりの充実と、クラブ運営体制の支援を推進します。また一般介護予防事業や社会福祉協議会との連携で既存事業の参加者拡大を図ります。

③ 日常生活を支援する体制の整備

[現 状] ・高齢者実態調査で日常の困りごとを尋ねたところ、病院への通院や買い物など路線バスを利用する際の乗降時の困難さ、冬期間の除雪に困っている方の意見が多く聞かれました。現在利尻富士町では、通院時の移送サービスを社会福祉協議会へ委託し行っていますが、この事業は身寄りのない方や要介護（支援）状態等にある方など一部の高齢者を対象とした事業で、日常的支援にはまだ不十分といえます。

[課 題] ・通院時及び買い物時（特に冬期間）の移動手段に困難をきたしている高齢者が増加しています。

- ・体が不自由で冬期間の除雪に困っている方への支援強化が必要です。
- ・不便さを感じながらも、様々な理由によって介護（介護予防）サービスを受けていない方への支援策が必要です。

[目 標] ・多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、包括的支援事業における生活支援コーディネーターの活用や協議体を設置し、地域における資源とニーズの把握に努めるとともに、関係者のネットワーク化や住民主体による担い手の養成を進め日常生活の支援策の強化と充実を図ります。

[実施計画] ・ 日常生活の困りごと支援の体制

高齢者の移動手段や除雪体制など、関係機関と協議し、日常生活のさらなる支援策を検討します。

・ 高齢者移送サービスの充実

高齢者移送サービスにおける利用ニーズの把握や送迎車両のノンステップ（補助ステップ）化、福祉有償運送運転者講習受講による送迎体制の確保に努めます。また買い物支援などの公共交通サービスの事業化について検討します。

第2節 地域の支え合いの推進

① ひとり暮らし高齢者等の見守り事業の充実

[現 状] ・利尻富士町内で75歳以上のひとり暮らしの方は130人います。少子高齢化がすすむ中、若年層は進学のほか地元での就労先の問題などから利尻島を離れる方も多くいます。

[課 題] ・高齢者の単身世帯化、核家族化が増加しています。
・安否を確認してくれる人がいない、見守りをしてくれる人がいない高齢者が増加しています。

[目 標] ・公的な福祉サービスと協働して、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い助け合いながら暮らすことのできるシステムを作り上げます。

[実施計画] ・見守りシステムの構築
社会福祉協議会が設置する緊急通報システムの充実のほか、高齢者見守りファイルや全戸に設置されているIP告知端末機を活用しながら、各地区の保健福祉推進員や民生児童委員が中心となって、地域ぐるみの見守りシステムを構築します。

② 地域包括支援センターの機能強化と充実

[現 状] ・地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として重要な役割を担っています。また2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みにおいては、各種サービスの調整とまとめ役として位置づけられていますが、マンパワーの不足から体制が不十分な状況にあります。

[課 題] ・高齢者の増加とともに多様化する高齢者の相談に対応できる体制が不十分な状態です。
・地域の総合相談窓口としての機能を充実させるほか、平成29年度から始まった「介護予防・日常生活支援総合事業」「認知症総合支援事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」等の地域支援事業を推進するため関係機関との連携や地域への周知活動が重要です。

[目 標] ・地域包括支援センターの体制を整備するとともに、職員のスキルを向上させ、総合相談窓口としての機能強化と充実を図ります。

- [実施計画] ・センター機能の充実
職員の専門的な知識の向上や相談支援の充実を図るための研修に参加するとともに、総合相談窓口としての機能の充実を図るため、関係機関と連携した体制づくりを進めます。
- ・センターPR事業
町民が地域包括支援センターの役割を理解し、気軽に相談できる場所となるような周知活動を実施します。
- ・地域ケア会議の推進
地域ケア会議において、地域の医療・介護等の多職種が連携して、個別ケースや地域の課題を共有し課題解決に向けた協議につなげます。

③ 認知症高齢者のサポート体制の推進

- [現 状] ・国の新オレンジプランでは、全国における65歳以上の認知症高齢者は2025年には約5人に1人に達すると推計されています。利尻富士町においても要介護認定時の調査において、何らかの認知症がみられる方は要介護認定者の約5割弱を占めており、今後も増加傾向にあります。
- [課 題] ・認知症は病気であり、その病気の種類によって病状や進行の経過が異なるため、正しい知識と対応方法の理解が必要です。
・認知症の方の介護は24時間見守りが必要なため、介護者一人に負担が及ばないよう、医療・介護関係者が認知症の人やその家族を支援する包括的なケアが必要です。
- [目 標] ・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らせるよう認知症地域支援推進員を中心とした包括的なケアを推進します。
- [実施計画] ・認知症サポーターの養成
認知症を理解し、同症状の方やその家族を見守り、支援していく認知症サポーターを養成していきます。
- ・認知症初期集中支援チームの設置
認知症サポート医、看護師、保健師で構成する「認知症初期集中支援チーム」を平成30年度に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- ・認知症に対する理解の促進
新オレンジプランに基づき、認知症はあらゆる人にとって身近な疾病であることを周知するため、認知症に関する講演会等を開催するとともに、認知症対策に関する取り組みについて広報やホームページを通じて周知します。

第3節 やすらぎと尊厳の確保

① 介護保険施設サービスの充実

[現 状] ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、在宅で介護ができない方が今後増加すると思われま。特別養護老人ホームへの入所が平成27年度の制度改正により原則要介護3以上の中重度の要介護者のみとなりましたが、町内の施設サービスには限りがあることから、施設改修のほか、職員の意識改革も含めた介護施設サービスの充実が求められています。

[課 題] ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、要介護度の重い高齢者の増加が予想されます。

・特別養護老人ホームは、事業開始から38年を経過し老朽化が顕著で建替えの必要があります。

・特別養護老人ホーム及び老人保健施設の入所待機者数は横ばい傾向ですが、入所希望者の中には町内出身の道内在住者もおり、ふるさとで最期を迎えたいと願う方への対応や検討が必要です。

[目 標] ・利用者が可能な限り、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるような施設サービスの提供を目指します。

・在宅復帰促進に向け、中重度の要介護者が住み慣れた地域で無理なく在宅生活を継続できるように対応力を高めていくことを目指します。

[実施計画] ・安心できる施設サービスの提供

利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

・特別養護老人ホームにおいては、建替え時にユニット型へのシフトを図り、よりきめ細かなサービスの提供と質の向上を図ります。

・新しい介護保険制度の周知

施設入所が原則要介護3以上であることや、施設入所における利用者負担額変更など各種制度改正について、広報やパンフレットを通じて広く周知します。

② 在宅介護サービスの充実

[現 状] ・高齢者実態調査では20%の方が、体が不自由になったら在宅介護サービスを利用しながら島で暮らすと答えています。家族がいなくても生まれ育った島で一生暮らすためにも、在宅で介護を支えるための施策が重要になります。

[課題] ・高齢化社会において、介護施設を整備するだけでは介護保険制度を支える被保険者に負担が大きいのしかかるとともに、在宅介護において、介護者の負担感は大きいと予想されます。

・在宅サービスを充実させるためにも、医療と介護の継ぎ目のないサービスを効果的に利用できるようにする必要があります。

[目標] ・住み慣れた自宅で生活を継続していくために、在宅介護を対象とした新たなサービスの供給を模索していきます。また、介護保険サービス以外でも介護者を支援する方策を進めます。

[実施計画] ・在宅介護者の負担軽減

在宅介護者向け介護教室を開催し、在宅介護者の負担軽減に努めるとともに、参加時間帯の要介護者へのサポート体制の構築、ボランティアスタッフ向けの講習会を開催します。

・介護予防事業の強化

要介護状態にならないよう、介護予防事業を重点的に行い、積極的な参加が促せるよう必要性についての周知を徹底します。

③ 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

[現状] ・在宅で介護をする方が「体力や精神的な負担」や「気が休まらない」などの負担感から高齢者への虐待へとつながる危険性を含んでいることがあります。町内では虐待と思われる事例は確認されていませんが、介護の放棄や放任、身体拘束、また高齢者が危険な状態におちいても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴となっています。

[課題] ・虐待と思われる高齢者の早期発見と対応が急務で、虐待への認識が不十分なため、日頃の行動が虐待と思われていない可能性もあります。

[目標] ・社会的弱者となった高齢者を早期発見し、迅速な対応ができるようにする体制の整備と虐待への正しい知識の習得についての機会をつくります。

[実施計画] ・権利擁護に関する相談と適切な支援

高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、関係機関との連携を図り適切な支援に結びつけます。

・成年後見制度の周知

成年後見制度についての周知と理解を深めてもらうための講演会などを開催します。

第4節 介護保険サービスの適正な運営

① 介護保険事業の円滑な運営と推進

[現 状] ・介護保険制度施行後、介護サービスの受給者や介護サービス事業所の種類が増加し、介護サービスの利用は急速に拡大しました。こうした「量的な拡大」に伴った「サービスの質の確保」が今日の大きな課題となっています。

[課 題] ・介護給付費の増加に伴い、第1号被保険者の介護保険料の上昇が推測されます。

[目 標] ・高齢者を中心に負担の上昇にも自ずと制約がありますが、給付と負担の充実のバランスにも配慮することが重要です。介護保険制度や保険者への信頼に裏打ちされた保険料負担への納得感を広く住民に対して醸成していくことも大切なことと思われまます。

[実施計画] ・介護予防事業の強化
給付費の上昇を抑えるため、介護予防事業を重点的に行い、積極的な参加が促せるよう必要性についての周知を行います。

② 介護給付費適正化事業の推進

[現 状] ・介護給付費の適正化は、利用者が過不足のない介護サービスを事業者が適切に提供しているか保険者機能の一環として取り組みを進め、サービスの適正な確保と費用の効率化を図ることで持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

[課 題] ・要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報等との突合、介護給付費通知と主要5事業の実施に努めることとされていますが、職員スキルやマンパワーの不足等により、現在は住宅改修等の点検のみ実施しています。

[目 標] ・主要5事業のうち要介護認定の適正化、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を優先して実施し給付費の適正化を進めるとともに、適正化事業に係る研修会へ参加し、担当職員の事業への理解を深めます。

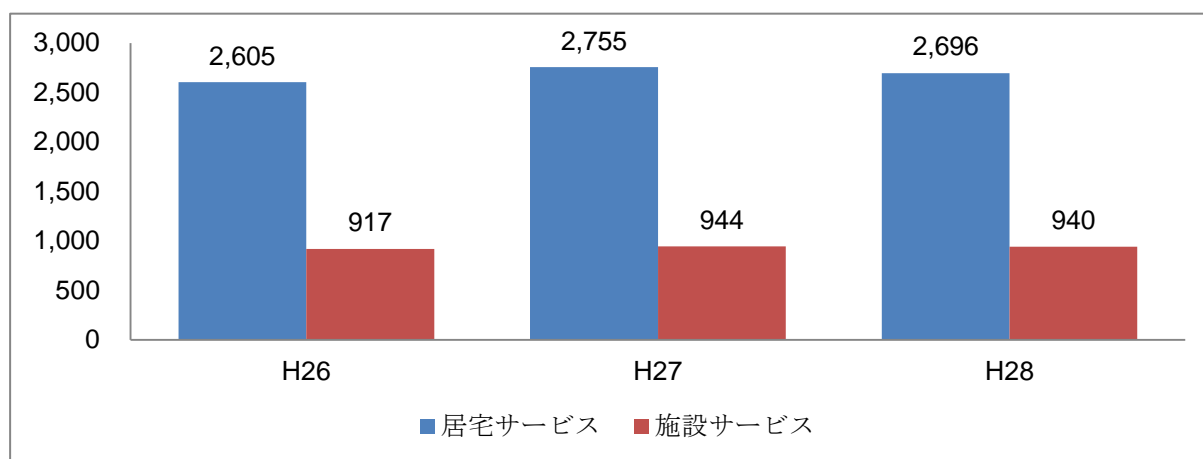
[実施計画] ・適正化事業への取り組みと効果の検証
保険者自らによる点検、国保連合会の委託事業などを活用し適正化事業に組み込み、第7期計画期間における適正化事業の効果検証を行う。

第5章 介護保険制度とサービス

第1節 介護サービスの利用状況

居宅サービスの利用者は年々増加しています。一方、施設サービスは町内で利用できる施設サービスには限りがあるので、今後極端に増加することはないと思われます。

[サービスの利用状況 (人)]

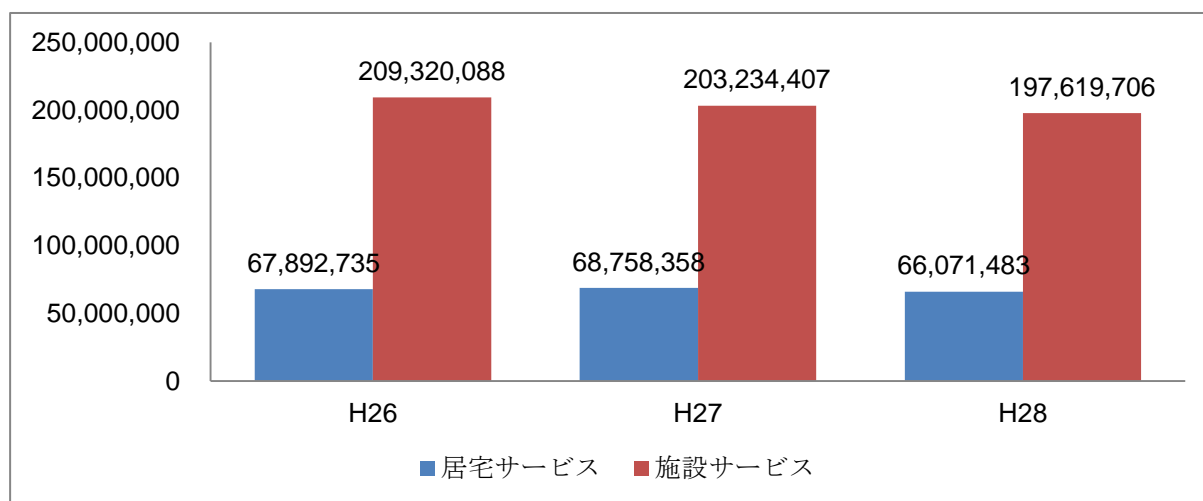


○利用している主なサービス

【居宅サービス】訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、福祉用具貸与・購入、住宅改修、介護予防支援、居宅介護支援

【施設サービス】介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設

[給付費の推移 (円)]

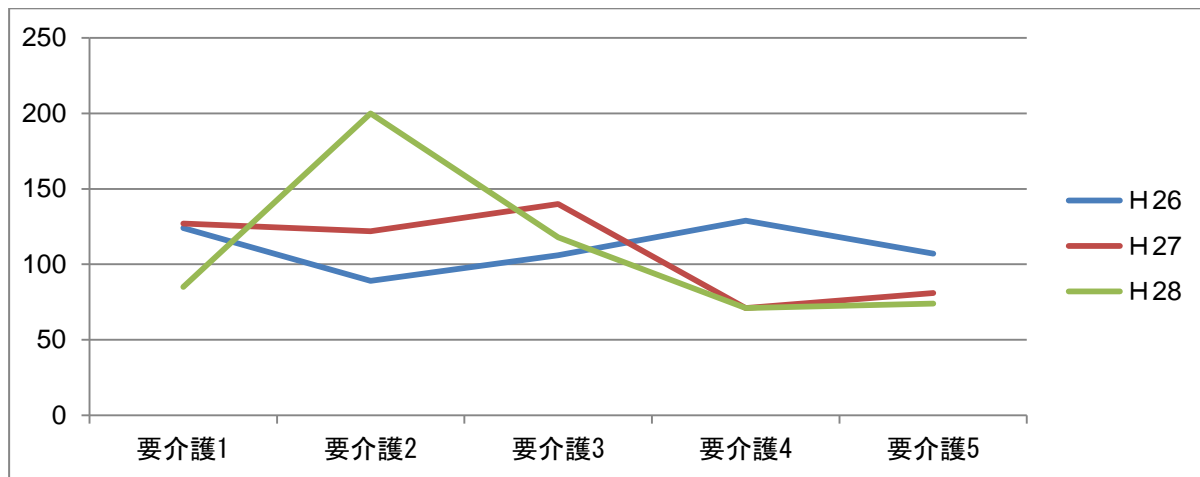


[要介護度別にみる施設利用者の推移]

介護老人福祉施設（特養）

(人)

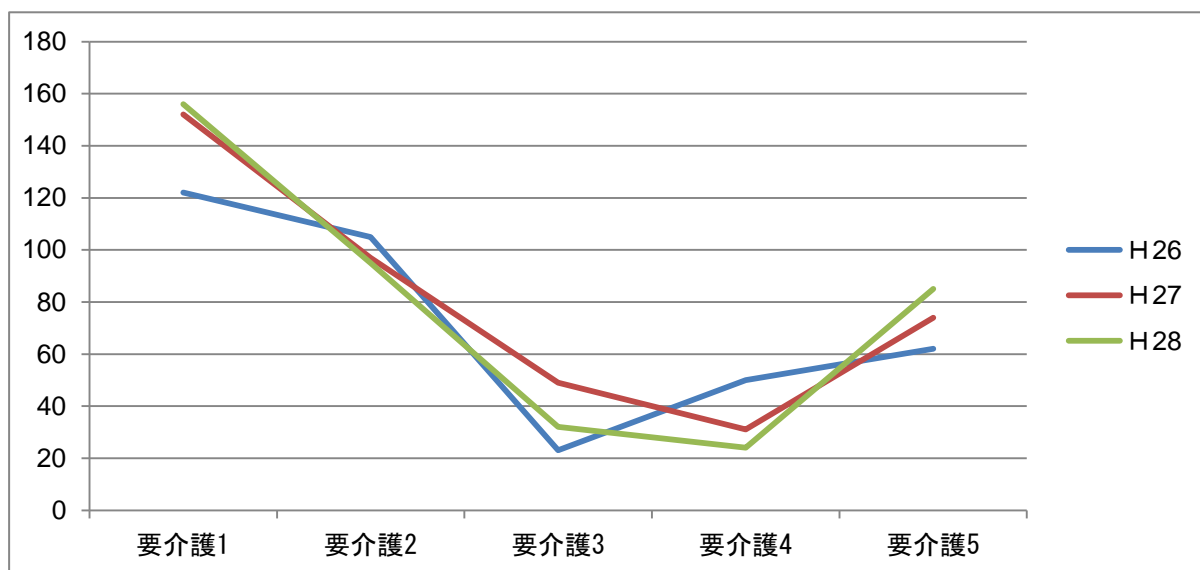
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H26	124	89	106	129	107
H27	127	122	140	71	81
H28	85	200	118	71	74



介護老人保健施設

(人)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H26	122	105	23	50	62
H27	152	97	49	31	74
H28	156	95	32	24	85



第2節 給付対象サービスの見込み

高齢者の人口は自然減という形で年々減少していきませんが、訪問調査や各種相談等の状況により要支援・要介護状態に近い高齢者が数多くいることが明らかとなっており、平成30年度以降も認定者の数はほぼ横ばいで推移していくものと予想されます。

[介護予防サービスの見込み]

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費(千円)			
	人数(人)			
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	750	751	751
	回数(回)	7.0	7.0	7.0
	人数(人)	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防通所介護	給付費(千円)			
	人数(人)			
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	901	901	901
	人数(人)	3	3	3
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,355	1,356	1,356
	日数(日)	15.7	15.7	15.7
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	304	304	304
	人数(人)	4	4	4
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(3)介護予防支援		給付費(千円)	984	984
		人数(人)	18	18
合計		給付費(千円)	4,294	4,296

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

[介護サービスの見込み]

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	19,171	21,397	21,397
	回数(回)	447.3	499.3	499.3
	人数(人)	29	29	29
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	2,952	2,953	2,953
	回数(回)	22.5	22.5	22.5
	人数(人)	4	4	4
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
通所リハビリテーション	給付費(千円)	6,225	6,227	6,227
	回数(回)	68.3	68.3	68.3
	人数(人)	11	11	11
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,703	1,704	1,704
	日数(日)	20.0	20.0	20.0
	人数(人)	2	2	2
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	2,393	2,394	2,394
	日数(日)	28.3	28.3	28.3
	人数(人)	2	2	2
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	4,448	4,448	4,699
	人数(人)	33	33	35
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
住宅改修費	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	10,966	10,594	10,594
	回数(回)	129.0	124.0	124.0
	人数(人)	25	24	24
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	108,033	108,081	112,109
	人数(人)	47	47	49
介護老人保健施設	給付費(千円)	102,056	102,101	104,739
	人数(人)	35	35	36
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	10,055	9,911	9,613
	人数(人)	64	63	61
合計	給付費(千円)	268,002	269,810	276,429

(単位：千円)

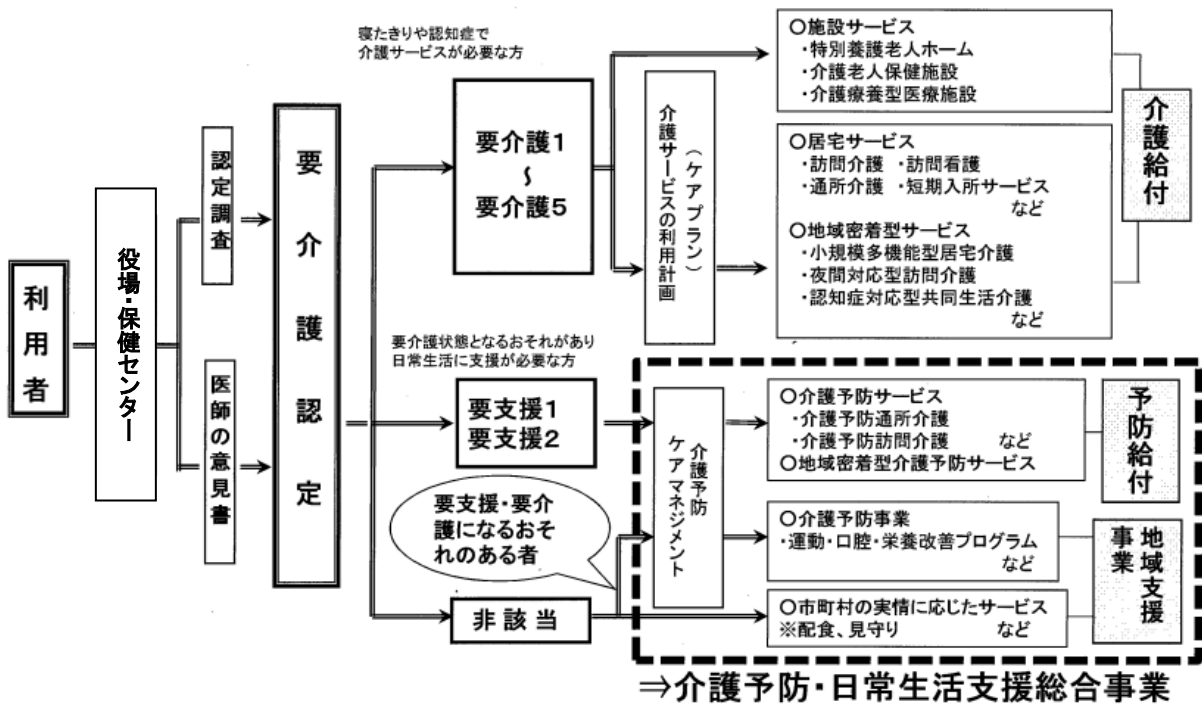
総給付費	272,296	274,106	280,725
------	---------	---------	---------

第3節 地域支援事業の見込み

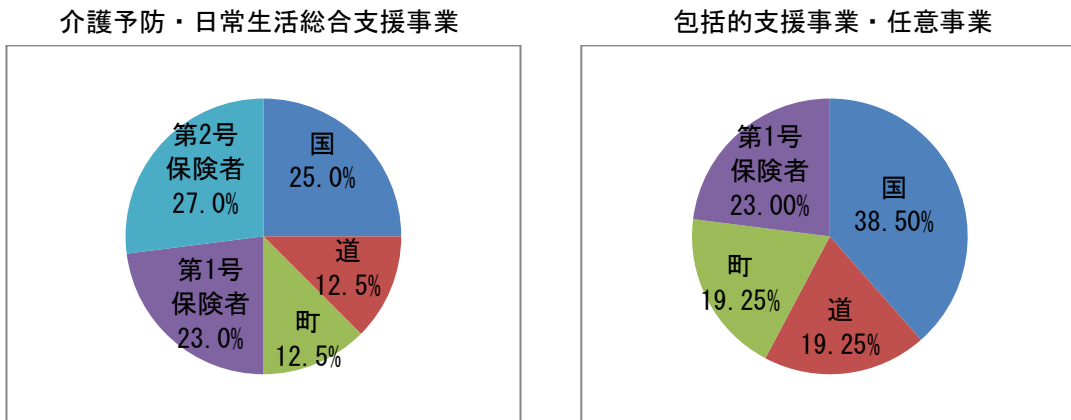
要支援・要介護状態にならないためには介護予防が最も重要です。平成28年度から介護予防事業として町のオリジナル健康体操を核とした介護予防運動教室や、シニア健康フェスティバルの開催のほか、包括的支援事業として地域包括支援センターの運営を行っています。

また、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援者に対する現行の訪問介護、通所介護サービスの提供、総合事業対象者への介護予防支援事業（ケアマネジメント）、包括的支援事業として地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進のほか、平成30年度からは認知症施策の推進、生活支援コーディネーターを配置し生活支援サービスの体制整備を行います。

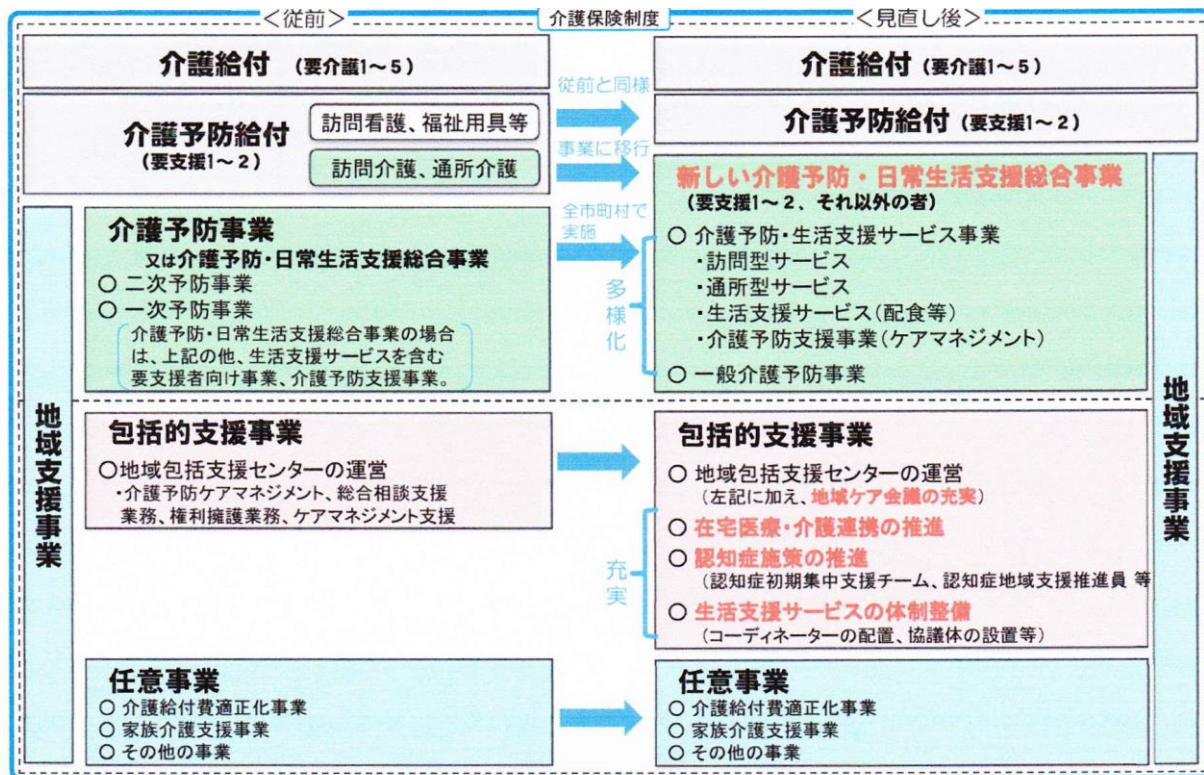
[介護保険サービス利用のイメージ]



[地域支援事業の財源構成]



[地域支援事業の見直し]



[地域包括支援センターの設置運営]

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年4月に地域包括支援センター制度が創設されました。

本町では、地域の保健福祉の中核的な施設として総合保健福祉センターがその機能を担っていますが、高齢者の増加とともに多様化する相談業務や介護予防事業（地域支援事業）の実施などその対応も多岐にわたっています。

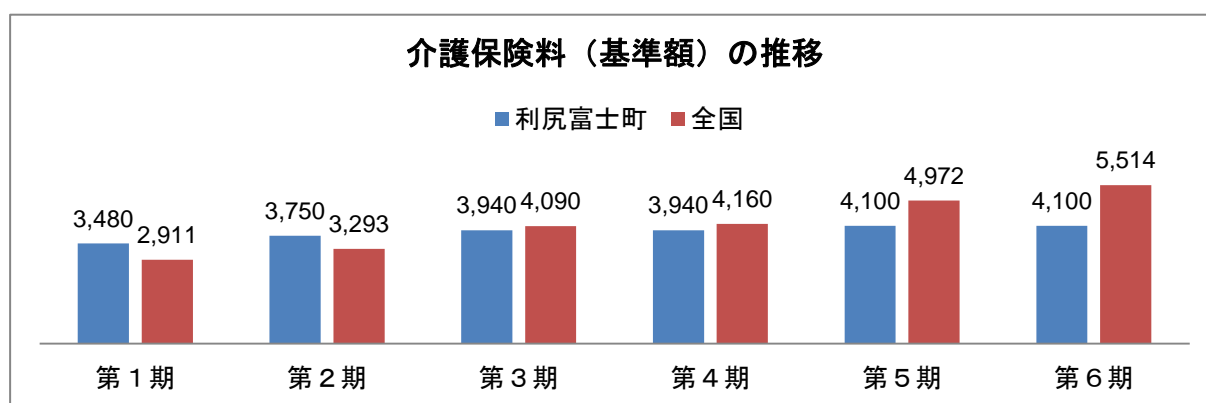
利尻富士町の地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置して、住民の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行っていますが、保健福祉の総合支援のほか介護保険認定申請や調査、居宅介護支援業務も兼務し、総合保健福祉センターとしての機能を果たすにはマンパワーの不足等により体制が不十分な状態でもあります。

これからは、「地域包括ケアシステム」（地域住民に対し、保健サービス、医療サービス、介護サービスを含む福祉サービスを関係者が連携協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み）の確立に向けた取り組みを推進するとともに、職員の専門的な知識の向上に努めなければなりません。

第6章 第1号被保険者の保険料の推計

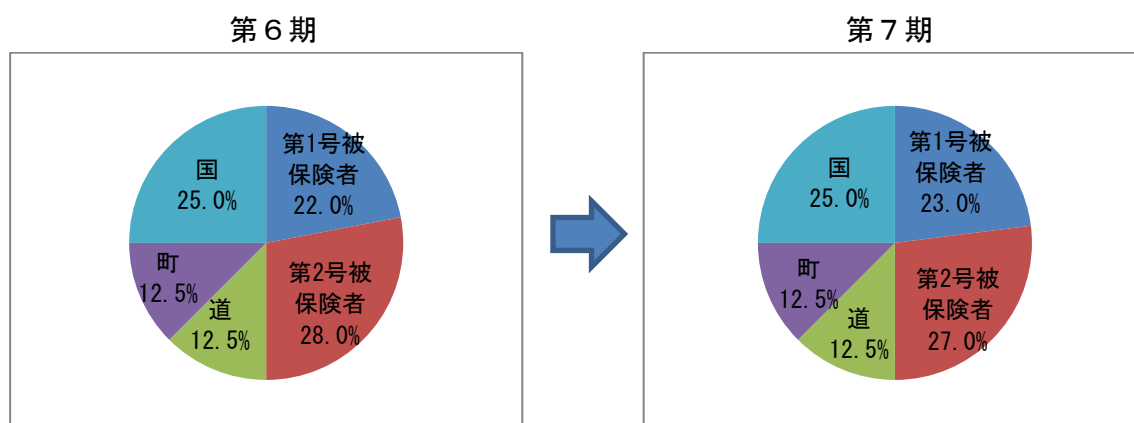
第1節 給付と負担の関係

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、保険者（市町村）ごとに決められ、その額は被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って、利尻富士町の保険料は介護保険計画期間中のサービス（給付費）の利用の見込み量に応じたものになります。サービスの利用料が増加すれば保険料は上がり、利用料が減れば下がることになります。



第2節 介護保険の財源

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることが定められており、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。これにより第7期の第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ、第2号被保険者の負担割合が28%から27%へ見直されました。



第3節 介護保険料の推計と基準額

第7期の介護保険料は、平成30年度から平成32年度までの計画期間における標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者が負担する率（23%）を乗じて、所得段階別加入者割合による補正を行った後の第1号被保険者数で割り返して算出しています。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{利尻富士町で必要な}} \\ \boxed{\text{介護サービスの総費用}} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{65歳以上の方の}} \\ \boxed{\text{負担分 23\%}} \end{array} \div \begin{array}{c} \boxed{\text{利尻富士町の65歳}} \\ \boxed{\text{以上の方の人数}} \end{array} = \boxed{\text{保険料基準額}}$$

[標準給付費]

標準給付費は、介護（予防）サービスの見込んだ各年度の総給付費に「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」「高額医療合算介護サービス費等給付額」「算定対象審査支払手数料」を合算して求めました。

(単位：円)

区 分	H30	H31	H32	合計
標準給付費見込額	309,077,668	314,159,966	324,230,379	947,468,013
総給付費	272,250,868	277,333,166	287,403,579	286,228,381
総給付費	272,296,000	274,106,000	280,725,000	827,127,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額(※1)	45,132	62,106	58,821	166,059
消費税率等の見直しを勘案した影響額(※2)	0	3,289,272	6,737,400	10,026,672
特定入所者介護サービス費	30,000,000	30,000,000	30,000,000	90,000,000
高額介護サービス費	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
高額医療合算介護サービス費	600,000	600,000	600,000	1,800,000
算定対象審査支払手数料	226,800	226,800	226,800	680,400

※1 平成30年8月より一定以上所得者は3割負担と変更になることから保険給付から減額される見込額。

※2 平成31年10月に予定されている消費税率引き上げ2%（8%→10%）分と介護職員の処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額として算出。（H31+1.2%、H32+2.4%）

[地域支援事業費]

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で実施される事業費の合計額で、政令で定める事業費の上限の範囲内で見込むこととされています。

(単位：円)

区 分	H30	H31	H32	合計
地域支援事業費	7,000,000	7,000,000	7,000,000	21,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,400,000	1,400,000	1,400,000	4,200,000
包括的支援事業・任意事業費	5,600,000	5,600,000	5,600,000	16,800,000

[所得段階別被保険者数]

利尻富士町における第1号被保険者の所得段階別被保険者数を、次のとおり推計します。

(単位：人)

所得段階	対象者	H30	H31	H32	合計	割合
第1段階	生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	301	299	297	897	29.3%
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	100	98	96	294	9.3%
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	65	64	63	192	6.7%
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	115	113	110	338	12.3%
第5段階 (基準額)	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	90	88	87	265	9.3%
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	149	149	150	448	14.9%
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	74	75	76	225	8.0%
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	53	54	55	162	5.8%
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方	42	43	44	129	4.4%
合 計		989	983	978	2,950	100%
所得段階別加入割合補正後被保険者数		894	891	890	2,675	

[第7期介護保険料基準額の算定]

区 分		算出方法	第7期見込額
a	標準給付見込額		947,468,013 円
b	地域支援事業費		21,000,000 円
c	第1号被保険者負担分	$(a+b) \times 23\%$	222,747,643 円
d	調整交付金相当額	$a \times 5\%$	47,583,401 円
e	調整交付金見込額		101,380,000 円
f	介護給付費準備基金取崩額		円
g	保険料収納必要額	$c + (d - e) - f$	円
h	予定保険料収納率		
i	所得段階別加入者割合補正後被保険者数		2,675 人
j	保険料見込額 (年額)	$g \div h \div i$	円
k	保険料見込額 (月額)	$k \div 12$ ヵ月	円

[所得段階別保険料]

第7期計画期間内における介護保険料の段階設定は、第6期同様、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため9段階としています。

所得段階	対 象 者	調整率	年額保険料 (月額)
第1段階	生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.50	
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.75	
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	0.75	
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	0.90	
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額	
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	

第7章 計画の推進と評価の体制等

第1節 計画の推進体制

この計画は、利尻富士町の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すものであり、計画を円滑に推進していくためには行政だけでなく、町民や関係団体、事業者等の役割も重要になります。

このため、利尻富士町社会福祉協議会、利尻富士町民生児童委員協議会、利尻富士町老人クラブ連合会等の各団体や医療機関、民間事業者と連携を図り、役割の分担と共助のもと計画を推進します。

第2節 計画の推進状況の点検と評価の実施

第7期計画では、その進捗状況を常に管理し精査することが重要であることから、施策（事業）ごとの目標達成状況の点検と分析を行い、計画全体の評価と課題の整理をすることで計画の適切な進捗管理を行うとともに、その結果を3年後に予定される事業量見込み、保険料の見直しに反映し、より健全な介護保険事業の実施を目指します。

資 料 編

利尻富士町介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業の推進に関して町長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、利尻富士町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 被保険者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

利尻富士町介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

任期 平成29年12月 7日から平成31年12月 6日

区 分	氏 名	役 職	備 考
保健医療	安 達 正 士	利尻富士町立鴛泊診療所長	
	船 橋 ひづる	利尻富士町総合保健福祉センター所長	
福 祉	種 谷 正 邦	利尻富士町民生委員協議会 会 長	委員長
	菅 原 昇	利尻富士町社会福祉協議会 会 長	副委員長
	松 谷 祐 一	特別養護老人ホーム秀峰園園長	
	須 間 豊	利尻島老人保健施設施設長	
被保険者	菊 地 喜 助	利尻富士町老人クラブ連合会会長 (鴛泊シニアクラブ会長)	
	古 川 恭 司	利尻富士町要介護者を支える会代表	
	間 宮 明 美	利尻富士町保健福祉推進員	
学識経験者	工 藤 明 夫	利尻富士町国民健康保険運営協議会 会 長	

第7期 利尻富士町
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

発行：北海道 利尻富士町
編集：利尻富士町 福祉課

〒097-0101
北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6
電話：0163-82-1113
FAX：0163-82-1373